

収穫調査委託契約書（案）

委託者 分任支出負担行為担当官 米代東部森林管理署長 鉢村 勉（以下、「甲」という。）と
受託者 （以下、「乙」という。）とは各々の対等な立場における合意に基づ
いて、本契約書及び令和8年 月 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約
を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	米代東部森林管理署 収穫調査委託（濁川地区外）
案件内容・仕様	契約条項のとおり
契約金額（税込み）	金 円 （うち消費税及び地方消費税相当額 円）
履行期間	契約締結の翌日から ～ 令和9年2月12日
履行場所	別紙2「調査内訳書」のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約書の締結の証として、本文書に対し甲及び乙が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

甲 秋田県大館市上代野字中岱3番23号
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長 鉢村 勉

乙

契約条項

第1条 本契約に関する各種条件は本契約の契約条項の外、令和8年 月 日に交付した、収穫調査委託契約約款、各仕様書及び、図面等によることとする。

第2条 本契約の契約金額及び数量等の内訳は別紙1「契約内訳書」及び別紙2「調査内訳書」のとおりとする。

第3条 本契約の特約事項は別紙3「特約事項（収穫調査委託）」のとおりとする。

契約内訳書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調 査 場 所
収穫調査委託 (濁川地区外)	389.65	委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙2調査内訳書のとおり

調査内訳書

番号	担当区	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
1	濁川	国有林	3011ろ	2.38	187	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
2	濁川	国有林	3011へ	1.87	144	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の一部省略
3	濁川	国有林	3011と	2.38	169	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の一部省略
4	濁川	国有林	3011ら	2.75	232	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の一部省略
5	濁川	国有林	3011む	0.81	61	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の省略
6	濁川	国有林	3011う	1.12	92	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の一部省略
7	濁川	国有林	3011う1	1.20	86	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の省略
8	濁川	国有林	3011お	1.26	32	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011く襲用 区域標示の一部省略
9	濁川	国有林	3011く	5.95	271	列間(簡標)	25	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	区域標示の一部省略
10	濁川	国有林	3011せ	12.52	425	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011す襲用 区域標示の一部省略
11	濁川	国有林	3011す	17.02	1,452	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
12	濁川	国有林	3011す1	2.57	208	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011す襲用 区域標示の一部省略
13	濁川	国有林	3011す2	4.39	237	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011す襲用 区域標示の一部省略
14	濁川	国有林	3011ん	15.90	962	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3011す襲用 区域標示の一部省略
15	濁川	分収造林	3012ろ	7.76	4,012	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限 令和8年11月27日
16	小坂	分収育林	3029ぬ1	0.46	269	皆伐	100	精密毎木	復命書提出期限 令和8年11月27日
17	小坂	分収育林	3031は1	1.23	731	皆伐	100	直径毎木	復命書提出期限 令和8年11月27日
18	小坂	分収育林	3031は2	0.92	473	皆伐	100	直径毎木	復命書提出期限 令和8年11月27日
19	中滝	国有林	3048へ1	3.94	223	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3048れ1襲用
20	中滝	国有林	3048よ	6.34	108	天然林択伐	30	直径毎木	
21	中滝	国有林	3048れ	44.79	2,132	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
22	中滝	国有林	3048れ1	19.19	886	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
23	中滝	国有林	3048れ2	7.51	382	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3048れ1襲用 区域標示の一部省略
24	中滝	国有林	3048そ	11.00	865	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
25	中滝	国有林	3048そ1	6.00	475	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3048そ襲用 区域標示の一部省略

調査内訳書

番号	担当区	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
26	中滝	国有林	3050い4	8.94	664	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用 区域標示の一部省略
27	中滝	国有林	3050い5	5.12	95	天然林択伐	30	直径毎木	
28	中滝	国有林	3050い6	7.98	593	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用 区域標示の一部省略
29	中滝	国有林	3050い7	19.86	1,912	列間(簡標)	25	標準地(簡標)	
30	中滝	国有林	3050い8	16.65	1,602	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用
31	中滝	国有林	3050い9	17.06	1,056	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用
32	中滝	国有林	3050い10	13.72	436	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050ろ1襲用
33	中滝	国有林	3050い12	10.58	672	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050ろ1襲用
34	中滝	国有林	3050い13	8.40	143	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用
35	中滝	国有林	3050い16	1.37	102	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用 区域標示の一部省略
36	中滝	国有林	3050い17	0.77	50	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用
37	中滝	国有林	3050い18	8.63	801	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用 区域標示の一部省略
38	中滝	国有林	3050ろ1	15.40	810	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	
39	中滝	国有林	3050ろ2	10.19	536	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050ろ1襲用
40	中滝	国有林	3050ろ3	0.81	13	天然林択伐	30	直径毎木	区域標示の省略
41	中滝	国有林	3050ろ9	2.86	239	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用 区域標示の一部省略
42	中滝	国有林	3050ろ10	1.40	21	天然林択伐	30	直径毎木	区域標示の一部省略
43	中滝	国有林	3050ろ11	1.60	24	天然林択伐	30	直径毎木	
44	中滝	国有林	3050は2	13.61	1,291	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050ろ1襲用
45	中滝	国有林	3050こ	3.55	408	複層伐(天)	50	標準地(襲用)	3050こ1襲用 区域標示の一部省略
46	中滝	国有林	3050こ1	6.00	578	複層伐(天)	50	標準地(簡標)	区域標示の一部省略
47	中滝	国有林	3050ほ	8.88	155	天然林択伐	30	直径毎木	
48	中滝	国有林	3050ら	7.40	111	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	3050い7襲用
49	中滝	国有林	3051い1	5.58	509	列間(簡標)	25	標準地(簡標 又は3Dレーザ)	
50	中滝	国有林	3051ろ4	9.00	843	定間(簡標)	25	標準地(簡標)	

調 査 内 訳 書

番号	担当区	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m ³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考
		林名区分	林小班						
51	花輪	分収造林	3175と	1.63	676	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限 令和8年11月27日
52	花輪	分収造林	3175た	1.40	565	皆伐	100	標準地(簡標)	復命書提出期限 令和8年11月27日
		合計		389.65	30,019				

特約事項（収獲調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、米代東部森林管理署へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収獲調査委託契約約款第 11 条により対応する。